

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

大分市長 足立 信也

市町村名 (市町村コード)	大分市 (4 4 2 0 1)	
地域名 (地域内農業集落名)	野津原 3 - 2 (原 村 ・ 下 詰)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月28日 (第1回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域の基礎データ】

組織：集落営農組織…1

中山間組織…1

主な作物等：水稻、ニラ

- ・ 農作物（米）が高品質で評判が良い。
- ・ 農業従事者の高齢化や後継者不足により、担い手が減少している。
- ・ 中山間地域であり、鳥獣対策（イノシシ・シカ）が必須である。
- ・ 圃場整備を実施しているが、時間が経過しているため農道や水路の損傷が激しい。また、大型機械の進入が難しくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ 水稻を中心とした農業を継続する。
- ・ 収益確保のため、水稻以外の高収入作物に取り組む。また、販路として道の駅を活用する。
- ・ 農地集積に合わせた大規模経営に取り組む（スマート農業含む）。

〔原村〕

- ・ 地域共同のライスセンターを改修し、原村地区の拠点とする。
- ・ 評判の良い「原村の米」のブランド化を目指す。
- ・ 農地利用は、認定農業者（集積）、集落営農組織（作業委託）が担うほか、入作希望者の受入を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	75 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	75 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地等とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を通じ、目標地図に位置付けられた者への集積・集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
集約化を目指し、農地所有者による農地中間管理機構への貸し付けを進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
〔原村〕 地区内の多くの水田については基盤整備実施済であるが、整備から数十年が経過し、排水機能等の低下がみられる水田がある。このため、水路の改修等を含め、未整備田の整備や整備済みの水田の再整備を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県、市、農業委員会、JA、農地中間管理機構と連携し、相談から定着まで切れ目ない取組を進めていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

③⑨農地集積に合わせて大規模経営に取り組む。（スマート農業含む）

⑨収益確保のため、水稻以外の高収入作物に取り組む。また、販路として道の駅を活用する。

〔原村〕

⑨地域共同のライスセンターを改修し、生産から乾燥・調整までの一環の作業体形を構築し、原村地区の拠点とする。